

雇用保険保険料率表 (平成29年4月～)

平成29年4月分給与から適用になりますので、ご注意ください。

雇用保険料率について、従業員負担分が1/1000下がり、事業主負担分も1/1000下がりました。

雇用保険料額表			
	雇用保険料率	従業員負担分	事業主負担分
一般の事業	9/1000	3/1000	6/1000
農林水産業 清酒製造業	11/1000	4/1000	7/1000
建設業	12/1000	4/1000	8/1000

従業員の賃金から控除する雇用保険料の料率

※上記により計算した被保険者負担分に、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりになります。

- (1) 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭1厘以上の場合には切り上げとなります。
- (2) 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げとなります。
- (3) ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

賃金額に算入するもの

- | | |
|--------------|-----------|
| ○基本給・固定給 | ○技能手当 |
| ○超過勤務手当・深夜手当 | ○特殊作業手当 |
| ○休日手当 | ○奨励手当 |
| ○宿直手当・日直手当 | ○物価手当 |
| ○役職手当・管理職手当 | ○調整手当 |
| ○地域手当 | ○賞与 |
| ○住宅手当 | ○通勤手当 |
| ○教育手当 | ○休業手当 |
| ○単身赴任手当 | ○定期券・回数券等 |
| | 他 |



社会保険労務士法人望月事務所
行政書士法人望月事務所

TEL (045) 313 - 6188 FAX (045) 313 - 6177